

京都市多文化施策審議会について

1 概要

本市における外国籍市民等の市政への参加を推進し、国籍や文化の違いを超えてお互いを理解し、尊重し合う多文化共生社会を構築するため、多文化共生施策に関する諸問題について調査、審議し、本市が取り組むべき課題等について意見を述べる機関。

年4回程度、公開で会議を行う。審議会の座長は、会議で調査、審議された内容等を年度末に報告書としてまとめ、市長に提出する。

2 沿革

京都市国際化推進大綱（1997年（平成9年）11月策定）に基づき、1998年（平成10年）7月に前身の「京都市外国籍市民施策審議会」が設置された。

京都市国際化推進プラン（2008年（平成20年）12月策定）に基づき、2010年（平成22年）4月に、外国籍市民だけでなく、日本国籍を取得した人や日本人との国際結婚による子どもなど、多様な文化的背景を持つ人も施策対象とする新たな会議として、京都市多文化施策懇話会（現：京都市多文化施策審議会）が発足した。

3 組織

委員12名（指名委員5名及び公募委員7名）をもって組織する。指名委員は、学識経験者など、多文化共生に関する諸問題を把握している方を中心に市長が指名し、委嘱する。公募委員は、国籍や活動分野が偏らないよう配慮し選出した上で、市長が委嘱する（任期2年）。

4 広報

本審議会での審議内容を広く市民に周知するため、審議会の活動を伝えるニュースレターを会議のたびに発行している。またニュースレターと年度末の提言は、京都市のホームページ上に掲載している。